

# 10月からの子ども医療費の 受給者証について

○5歳の誕生日の月までの子どもの医療費の窓口負担が無料になります。

対象となる方には、新しく受給者証をお配りいたします。10月からは、新しく交付された受給者証を使ってください。古い受給者証は使えませんので、破棄するか、役場に返却してください。

※5歳以上の子どもについては、今まで通りとなりますので、今までの受給者証をお使いください。

子ども医療費  
受給者証



4月より、満5歳に達する日（誕生日）の属する月の月末までにある児童は、一部負担金（通院530円、入院1,200円）が無料です。



●不明な点は役場まで  
役場 福祉係 樋川・森田  
55-2111